

第3号議案

足利佐野都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和6（2024）年2月9日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

都計第169号

令和6（2024）年2月2日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

足利佐野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

足利佐野都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・5・106 号 7 丁目大前線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	
幹線街路	3・5・106	7 丁目 大前線	足利市 通七丁目	足利市 大前町	足利市 五十部町	約4,500m		2車線	15.0m		
	構造形式の内訳		足利市 通七丁目	足利市 今福町		約450m	地下式	/	9.0m		
						約4,050m	地表式		15.0m	自動車専用道路 と立体交差1箇所  幹線街路と平面 交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

足利市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のように変更するものである。

